流山市名誉市民条例　逐条解説

（目的）
第１条　この条例は、広く社会の発展又は文化の興隆に功績のあった者に対し、流山市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることにより、その功績と栄誉を称え、もって流山市に対する誇り及び郷土愛の高揚に資することを目的とする。

【解説】
・本条例の目的を規定している。
・「広く社会の発展又は文化の興隆に功績のあった者」とは、市内での活躍にとどまらず、全国的、世界的に社会の発展や文化の興隆に活躍され、世間一般的にその功績が認められた者を指す。
・本市の誉れとなるような活躍をされた方に名誉市民の称号を贈り、いつまでも流山市に住み続けたいと思えるような、流山市に対する誇りと郷土愛の高揚を図ることを目的とする。
・対外的に流山市のイメージアップを図ることなどの効果も期待する。

（名誉市民の対象）
第２条　名誉市民の対象者は、流山市民又は流山市に縁の深い者であって、前条の目的に規定する功績が顕著であり、広く市民の敬愛を受けるものとする。
２　名誉市民は、死去した者も対象とすることができる。

【解説】
・対象者は日本人に限るものではない。また、市民に限らず、市内出身者等、流山市に縁の深い者も対象とする。
・対象者に関する刑事罰の有無や品格等については審査会で審査する。
・対象者が存命であるか否かは問わない。

（決定）
第３条　名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定する。

【解説】

・名誉市民候補者については、流山市名誉市民条例施行規則（以下「規則」という。）により、市表彰条例施行規則による市表彰審査会において、名誉市民候補者の審査を行うこととし、候補者としてふさわしいか、審査した上で、議会にこれを上程する。

（顕彰）

第４条　市は、名誉市民を決定したときは、これを公示するとともに、名誉市民の称号を証する証書及び記念品を贈り、その功績を顕彰する。

２　名誉市民に贈る記念品は、市長がその都度決定する。

【解説】

・名誉市民にはその称号を証する「名誉市民証」を市長から贈る。規則によりその様式を定める。

・議案可決後、公示する。また、広報やホームページ等でも広く名誉市民に関して周知する。

・流山市公告式条例にのっとり掲示する。決定後の辞退とならないよう、上程前に本人へ意向確認を行う。

・記念品は市長がその都度、予算の範囲内で定める。そのときの候補者にふさわしいものを贈る。

・名誉市民証の授与は相当な礼を持って応対することとする。

（待遇）

第５条　市は、名誉市民に対して、次に掲げる待遇をすることができる。

（１）市が行う各種式典への招待

（２）相当な礼をもってする弔慰

（３）その他市長が必要と認める待遇

【解説】

・「相当な礼をもってする弔慰」とは、具体的には弔詞（＝弔辞）や弔慰金の贈呈をもって行う。なお、弔慰金の額は、市長がその都度決定

できるよう規則で定める。

（称号の取消し）
第６条　市長は、名誉市民が自らの責に帰すべき行為により著しくその名誉を失ったと認めるときは、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができる。
２　前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、当該取消しの日から前条の規定により与えられた待遇を失う。

【解説】
・名誉市民となった者でも、犯罪や信用失墜行為、社会的地位の剥奪などにより名誉市民としてふさわしくないと市長が判断した場合、議会の同意を得てその称号を取り消すことができることとする。
称号が取り消されれば、当然にその待遇も失われることとなるが、確認のために第２項でその旨を規定するものである。

（委任）
第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】
・この委任の規定を受けて、流山市名誉市民条例施行規則を定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。